【1998 年 12 月 3 日】決議（国民健康保険中央会）
国民健康保険中央会

決　　議

平成 10 年 12 月 3 日
国民健康保険中央会
理事長　北郷　勲夫

世界に例をみない高齢化の急速な進行は、老人医療費を中心とする医療費の増高をはじめ、高齢者介護に係る社会的需要の増大をもたらし、近年の経済情勢の悪化とあいまって医療保険制度は深刻な赤字に陥っている。とりわけ国民健康保険においてはその影響が著しく、国保保険者の懸命な努力にもかかわらず国保財政は従来にも増して危機的な様相を呈している。

現在、国は行財政改革に取り組んでおり、医療保険制度についてもその抜本的な改革が検討されている。抜本改革にあたっては 21 世紀の少子・高齢社会においても、国民皆保険体制を堅持し、国民の医療が確保されることを基本とし、給付と負担の公平を図る必要がある。このため、公的医療保険制度を全ての国民に共通する制度として一本化すべきである。

一本化に向けての措置として、当面、老人医療費を中心とする医療費適正化のため、診療報酬体系・薬価基準制度の見直しや、医療提供体制の在り方等の検討を進めるべきである。また、国保は構造的に高齢者の加入割合が多く、保険者間の年齢構成の相違が給付と負担の格差の一因であることから、年齢構成による医療費格差の調整措置を講ずるべきである。

高齢者医療については、老人医療費を全国民で公平に負担するという現行老人保健法の基本を堅持しつつ、この趣旨からみて不合理な老人保健拠出金に係る老人加入率の上限枠を直ちに撤廃すべきである。

介護保険制度の施行にあたっては、介護保険財政の健全な運営を確保するため、財政措置の強化や人員・施設の整備等を図り、円滑な事業運営に向けての条件整備に万全を期すべきである。

国は、このような状況を踏まえ、次の事項を必ず実現されるよう本大会の総意をもって強く要望する。

記

一、医療保険制度の一本化をめざして抜本的な改革を早急に断行すること。
一、診療報酬・薬価の見直し等医療費適正化対策を強力に推進すること。
一、現行老人保健法の基本を堅持すること。
一、老人医療費拠出金に係る老人加入率の上限枠を直ちに撤廃すること。
一、介護保険制度の円滑な導入のため、必要な条件整備に万全を期すること。